

国住備第123号  
平成26年9月29日

岩手県 県土整備部長 殿  
宮城県 土木部長 殿  
福島県 土木部長 殿

国土交通省住宅局住宅総合整備課長

被災3県における災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保対策に係る  
取組の強化について（通知）

災害公営住宅整備事業の円滑な施工確保については、これまでもご尽力いただいているところですが、平成26年9月27日に開催された第4回復興加速化会議において、「住まいの復興工程表」の更なる着実な実施に向け、別紙のとおり、「災害公営住宅 工事确实実施プログラム（以下、「プログラム」といいます。）」がとりまとめられ、関係者が協力して、下記の内容について取り組んでいくこととされたところであり、国におきましては、担当副大臣のもと、当該取組の実施状況を把握していくこととしております。

プログラムにつきましては、当方から貴管内関係市町村向けの説明会を実施いたしますが、貴職からもご周知いただき、その積極的な取組を働きかけていただけますようお願いいたします。

また、復興加速化会議におきましては、公共建築工事を确实かつ円滑に実施するための取組も強化することとされ、別添1の通知が発出されております。プログラムのうち「実勢に対応した予定価格の設定」や「物価上昇等への的確な対応」の実施については公共建築工事における取組と整合を取って進めることとしておりますので、同通知を参考としてください。加えて「営繕積算方式」等の地方公共団体等への普及・促進を図るための説明会を実施することともされておりますので、関係市町村の災害公営住宅整備事業担当者の説明会への参加についても働きかけていただけますようお願いいたします。

なお、別添1の通知にあわせまして、別添2により貴県契約担当部局あて通知されておりますので念のためお知らせいたします。

記

プログラムでは、災害公営住宅の工事を确实・円滑に実施するため、被災地の個別の実情を踏まえ、発注・入札段階、工事実施段階、工事後の精算段階等において、以下に掲げる的確な対応策を導入・徹底し、その実施状況をきめ細かく把握することとしております。

1. 「実勢に対応した予定価格の設定」に関する取組
  - ① 被災地における実情を踏まえた適切な工期を設定すること
  - ② 市場価格との乖離が認められる工種について、実勢を反映するため見積を活用すること
  - ③ 現場実態を踏まえて、共通仮設費の積上げ項目を適切に計上すること
  - ④ 設計変更やインフレスライド条項を適切に適用するため、見積活用項目や共通仮設費の積上げ項目を明確化すること
  - ⑤ 共通仮設費及び現場管理費について、実態把握のための調査を実施し、結果を踏まえて経費率への反映を検討すること
  - ⑥ 災害公営住宅の発注者である県、市町村及び都市再生機構において見積情報を共有・活用すること（このための体制を都市再生機構を核として整備すること）
  
2. 「物価上昇等への的確な対応」に関する取組
  - ① 予定価格設定時から契約時点又は契約後の物価上昇等に対応するための設計変更やインフレスライド条項を適切に適用すること
  - ② 遠隔地からの人員手配等に係る宿泊費等の精算を適切に実施すること
  
3. 上記1及び2の取組を可能とするため、引き続き、国において実勢に応じた補助金上限額を設定すること
  
4. 工事を確実に実施するための取組
  - (1) 工事業者・現場間の資材調達や人材確保を円滑化する「資材・人材等のマッチングサポート」を図るための情報共有システムと体制を整備すること
  - (2) 都市再生機構による災害公営住宅整備に対する現地支援を継続すること
  - (3) 建設資材対策東北地方連絡会「災害公営住宅専門部会」等資材対策等に係る連絡体制の継続的な実施により、受発注者等関係者間での情報を共有すること
  
5. プログラムの内容を発注者及び受注者が着実に取り組むとともに、建設業者に取組情報を周知することにより、円滑かつ確実な工事実施環境を整備すること
  
6. 地方整備局を中心として、個別地区の課題に現地においてきめ細かに対応すること
  
7. プログラムの実施状況を把握し、工事の確実な実施をフォローアップすること

(問い合わせ先)

国土交通省住宅局住宅総合整備課  
企画専門官 村上 慶裕